

ペットとの避難ガイドライン（案）に対するご意見の内容及び神戸市の考え方

1. 募集期間

2023年7月7日（金曜）から2023年8月7日（月曜）まで

2. 提出意見数

3名（内、団体1）、8件

※意見は趣旨を損なわない程度に要約

	ご意見の内容	神戸市の考え方
1	災害時に犬や猫が居ない人もプライバシーを守る為に防水テントを推奨し、グランド用に貸し出すべきです。 災害用テントの購入に補助金をだして、安全な広い場所に設置させれば良いのではないのでしょうか。	本市では、様々な災害に対応できるよう、避難所では屋内避難を原則としており、避難者の適切な距離とプライバシーの確保のため、避難所で使用する間仕切りテントを備蓄しております。 なお、神戸市の避難所では、原則、人の居住スペースとペットの飼育スペースを分けて運用することとしています。
2	このガイドラインは、神戸市の避難所運営マニュアルにどのように反映されますか？	神戸市避難所開設・運営マニュアルには、既にペットとの避難者の受入れに関して記載していますが、今後、マニュアルの改定に合わせ、本ガイドラインの内容について反映予定です。
3	防災コミュニティや住民への周知はどのように行う予定ですか？	本ガイドラインは市ホームページや広報こうべに掲載するほか、今後、ガイドラインの概要版を作成し、防災福祉コミュニティ、犬の飼い主への送付や動物病院・ペットショップ等の施設への設置等を通じて、広く周知を行う予定です。
4	このガイドラインにより、地域が避難所運営マニュアルを作成または修正する必要がある場合や、それに基づいた訓練を実施するにあたり、市の支援が不可欠であることから、市がすべきことや担当部局を明記して欲しい。	本ガイドラインは、ペットの飼い主の日頃の心構えと、避難所運営マニュアルに反映させていただきたいペット同行避難についてのルールについて取りまとめています。 このため、市の責務については、「はじめに」に、「このガイドラインが適切に運用されるよう、市は、ガイドラインの内容についての地域への助言等の支援を行います」と記載しました。
5	ペットの飼い主に防災コミュニティに入っていたが、顔の見える関係を作っておくことが必要と思われることから、「飼い主が平常時に備えておくべきこと」、の中に「地域の防災活動（避難所運営マニュアルの作成やペット同行避難訓練）に積極的に参加する」を加えて欲しい。	いただいたご意見を参考にし、ガイドラインに反映しました。

6	<p>「市ホームページでペットの受入れが可能な避難所等を公表します」とあるが、行政が学校などを受入れ可能な避難所として認定することになるのであれば、地域・学校・行政との調整が必要となるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、現在、避難所の開設責任者となる各区役所が避難所となる施設の管理者等とペットを受け入れることができるよう調整を進めています。</p>
7	<p>地域では既に避難所運営ルールを一部決めており、その中で、ペットについては原則家に置いて避難することと定めていますが、ガイドライン案で示されている「ペットの同行避難」とは考え方が異なるため、ルールを修正する必要がありますか？</p>	<p>国において、避難所への避難の際には、飼い主がペットを同行して避難する「同行避難」が前提とされています。</p> <p>本ガイドラインにおいても、神戸市の避難所等のペットの受け入れ方針は同行避難を原則としていることから、本ガイドラインに沿った避難所運営をお願いいたします。</p>
8	<p>21 ページでマイクロチップの番号を記入する欄があるので、同様に装着義務である・鑑札番号・注射済番号を記入する欄もいるのではないかと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考にし、ガイドラインに反映しました。</p>